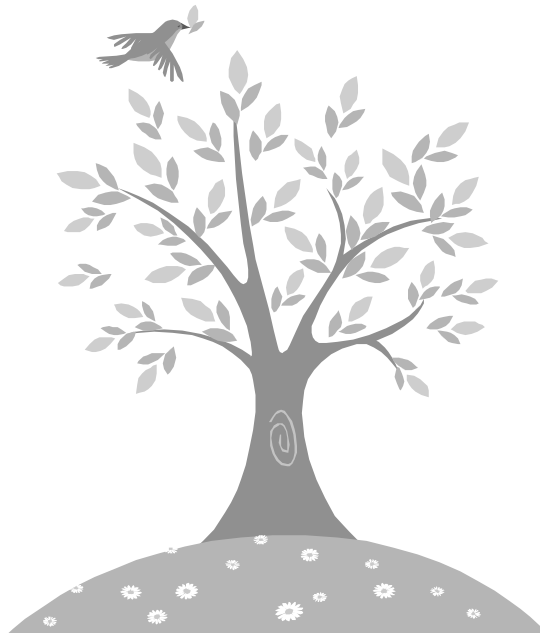


のし
ふじみ野市

しょうがいしゃしゅうろうしえん

障害者就労支援センター



のししょうがいしゃしゅうろうしえん
ふじみ野市障害者就労支援センターは、ふじみ野市内にお住まい
のしないす
で、しょうがいのある方の就労支援をいたします。
でんわ きがる そうだん
まずはお電話でお気軽にご相談ください。

り ようあんない ＜ご利用案内＞

うけつけ じ かん ◇受付時間◇

こぜん じ こご じ どよう にちよう しゅくじつ ねんまつねんし のぞ
午前9時～午後4時（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）

たい しょう ◇対象◇

さいいじょう の し ない す かた しょう しゃてちよう も
18歳以上のふじみ野市内にお住まいの方で、障がい者手帳をお持ちか、
はつたつしょうがい せいしんしっかん いし かた
発達障害や精神疾患など医師の診断のある方。

そうだんほうほう ◇相談方法◇

でんわ ファックス そうだんび よやく
電話またはFAXで相談日を予約してください。

り よう りょう ◇利用料◇

むりょう
無料です。

（※職場見学や実習等にかかる交通費、食事代等は自己負担となります）



といあわ さき ＜問合せ先＞

の し しょうがいしゃしゅうろうしえん せん た ー
ふじみ野市障害者就労支援センター

TEL049-266-1186 ・ FAX049-269-1428

《支援の内容》

「就 職」をしたり、「仕事を続ける」ために、
どのような支援が必要かを考え、話し合いの上、支援をしていきます。

* 就 職 をするために ⇒ 職業準備訓練や実習などの支援、職場見学、面接の練習や同行、ハローワークの利用の仕方など就職に向けた支援を行ないます。

* 仕事を続けるために ⇒ 職場を訪問し、仕事・人間関係などの様々な課題について支援を行ないます。職場との連絡・調整などを必要な時に行ないます。

《利用の仕方はどのようにするのですか？》

- 利用登録手続きをして頂き、相談内容に応じて就労支援をいたします。

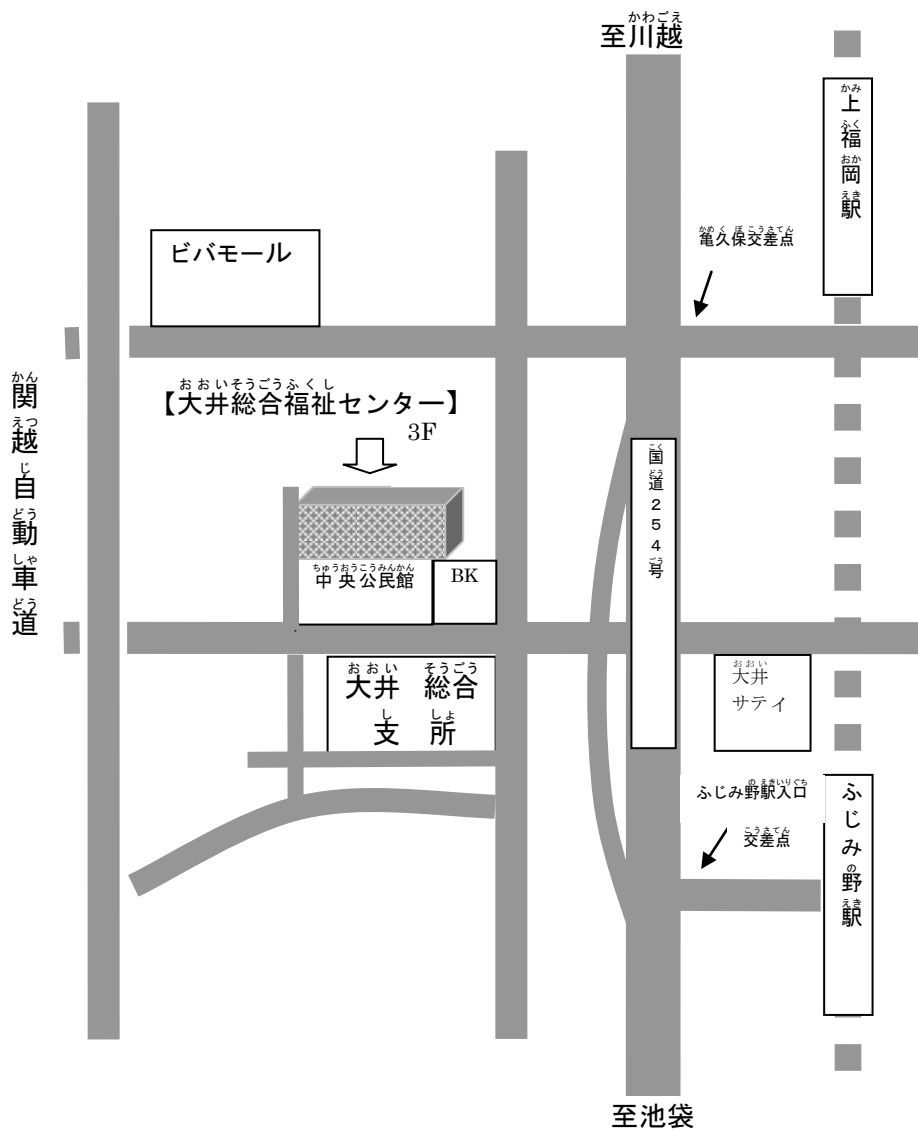
《利用登録の仕方はどのようにするのですか？》

- 支援を希望される方は、「利用登録申請書」の提出をしていただきます。
(「利用登録申請書」の用紙は就労支援センターにあります)
- 登録には、次のものが必要になります。
* 障がい者手帳 (交付されている方のみ)

《登録期間に有効期限はありますか？》

- 有効期限はありません。

あん ない す
 <案内図>



の し しょうがいしゃしゅうろうしえん
ふじみ野市障害者就労支援センター

の し おおいちゅうおう
 〒356-0058 ふじみ野市大井中央2-2-1

おおいそうごうふくし かい
大井総合福祉センター3階

TEL049-266-1186・FAX049-269-1428